

義務教育費国庫負担制度拡充及び教職員定数の改善を求める意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、2021年度から小学校の学級編制標準が学年進行にともなって段階的に35人に引き下げられました。今後、小学校に留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要となります。また、きめ細かな教育をするためには更に30人学級の実現が求められるところです。

学校現場では、いじめ・不登校・子どもの貧困など解決すべき社会的課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教職員が本来すべき教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない、新たな業務も発生しています。

義務教育費国庫負担制度については、義務教育費国庫負担法の改正以降、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要であり、ゆたかな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の教職員配置増など定数改善が不可欠です。

以上のような実態のもと、国会及び政府においては、政府予算編成について下記の事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
2. 現在、計画されている教職員定数改善計画を着実に推進すること。また、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。

3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月20日

多 久 市 議 会

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
総務大臣	金子	恭之	様
文部科学大臣	末松	信介	様